相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府柏原市大字高井田一五五六番地
二、最後の住所大阪府柏原市大字高井田一五五六番地の二チェリーコート四〇一号
被相続人　亡　若松　均

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十七日
堺市堺区中瓦町一丁四番二二号大阪信金ビル三階　相続財産管理人　中川　澄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市灘区土山町九〇番地一九、最後の住所神戸市東灘区住吉東町二丁目三番三三―一六〇六号
被相続人　亡　浦屋　玲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十七日
神戸市中央区京町八〇番クリエイト神戸九階　弁護士法人東町法律事務所
相続財産管理人　弁護士　芳田　栄二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市南畝町一丁目二六番地、最後の住所兵庫県姫路市梅ケ谷町一番三二号
被相続人　亡　吉田　弘樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十七日
兵庫県姫路市三左衛門堀西の町一三三番地
相続財産管理人　中野　二郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県加西市中富町一三八七番地二、最後の住所兵庫県加西市中富町一三八七番地の二
被相続人　亡　頃安　清子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十七日
兵庫県加西市玉丘町三六番地の三玉丘ビル二階ふじわら事務所
相続財産管理人　司法書士　藤原　友美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県海南市藤白五二九番地、最後の住所和歌山県海南市藤白五三七番地七
被相続人　亡　金谷多規子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十七日
事務所和歌山市板屋町二二番地和歌山中央通りビル五階
相続財産管理人　弁護士　小野原聡史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市真備町**箭**田一〇四一番地、最後の住所岡山県倉敷市真備町**箭**田一〇四一番地
被相続人　亡　妹尾　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十七日
事務所岡山県総社市三輪九八八番地五
相続財産管理人　司法書士　中村　文彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県玉野市日比四丁目九八九番地、最後の住所岡山県玉野市日比三丁目一〇番一二号
被相続人　亡　重松　雅征

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十七日
岡山県倉敷市児島稗田町一八〇八番地八
相続財産管理人　司法書士　三澤　敏幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県三原市長谷町官有六九番地、最後の住所広島県尾道市瀬戸田町沢六六番地七
被相続人　亡　小林　妙子

平成二十九年三月二十七日
兵庫県加西市玉丘町三六番地の三玉丘ビル二階ふじわら事務所
相続財産管理人　司法書士　藤原　友美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県海南市藤白五二九番地、最後の住所和歌山県海南市藤白五三七番地七
被相続人　亡　金谷多規子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十七日
事務所和歌山市板屋町二二番地和歌山中央通りビル五階
相続財産管理人　弁護士　小野原聡史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市真備町**箭**田一〇四一番地、最後の住所岡山県倉敷市真備町**箭**田一〇四一番地
被相続人　亡　妹尾　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十七日
事務所岡山県総社市三輪九八八番地五
相続財産管理人　司法書士　中村　文彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県玉野市日比四丁目九八九番地、最後の住所岡山県玉野市日比三丁目一〇番一二号
被相続人　亡　重松　雅征

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十七日
岡山県倉敷市児島稗田町一八〇八番地八
相続財産管理人　司法書士　三澤　敏幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県三原市長谷町官有六九番地、最後の住所広島県尾道市瀬戸田町沢六六番地七
被相続人　亡　小林　妙子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十七日
広島県廿日市市四季が丘三丁目一番地九
相続財産管理人　中尾　雅寛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県平戸市宮の町五九四番地、最後の住所長崎県平戸市川内町五五番地
被相続人　亡　田口　昭二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十七日
長崎県佐世保市高天町六番三号
相続財産管理人　山元　昭則

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地運営管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十九年三月二十七日
一、墳墓等所在地　静岡県浜松市北区三ヶ日町三ヶ日四三五―一
二、墳墓等の名称　三ヶ日六区共有墓地
三、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳
四、改葬を行おうとする者　静岡県浜松市北区三ヶ日町三ヶ日三七八　三ヶ日六区共有墓地管理運営委員会　運営委員長　阿部　勲

公示送達

左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による富士見都市計画事業三芳町藤久保第一土地区画整理事業に係る平成二十九年一月二十日付換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、土地区画整理法第百三十三条第一項及び第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を左記のとおり公告します。

記

一　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　埼玉県入間郡三芳町大字藤久保二四八番地一三
氏名　安保　浩二
住所　埼玉県入間郡三芳町大字藤久保八一二番地三　キャッスルメジェール藤久保一〇五号
氏名　竹之内唯之

二　通知の内容
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定により、富士見都市計画事業三芳町藤久保第一土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分をします。
（教示）
一　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三箇月以内に埼玉県知事に審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して一年を経過すると審査請求をすることができなくなります。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十九条に規定されています。）
二　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に組合を被告として（訴訟においては組合を代表する者は理事長となります。）、処分の取消の訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

なお、別紙の掲載は省略し、それらを入間郡三芳町大字藤久保七七九番地一　三芳町藤久保第一土地区画整理組合事務所の掲示場所において掲示しています。

平成二十九年三月二十七日
富士見都市計画事業
三芳町藤久保第一土地区画整理組合
理事長　江原　弘志